

大府市いきいき幸齢者表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康で生きがいを持ち、元気に生活している高齢者及び社会に寄与し、市民の模範となる高齢者に対し行う大府市いきいき幸齢者表彰(以下「幸齢者表彰」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 幸齢者表彰の対象となる者(次項において「対象者」という。)は、本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次条に定める基準に該当するものとして、自治区その他の地域団体の推薦があったものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、対象者とししない。

- エイジレス・ライフ実践者として、内閣府の決定を受けたことがある者
- 老人福祉事業功労により、知事表彰状又は知事感謝状を授与されたことがある者
- 幸齢者表彰を受けたことがある者

(表彰の基準等)

第3条 幸齢者表彰は、健康で生きがいを持って元気に生活している高齢者及び社会に寄与し、市民の模範と認められる行為があった高齢者に行うものとする。

2 健康で生きがいを持って元気に生活している高齢者とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 幸齢者表彰を行う年度の4月1日現在において、90歳以上の者
- 次のいずれかに該当する者

- ア 壮年期において達成した地位、体面等にとらわれず、高齢期を新しい価値観でいきいきと生活している者
- イ 自らの努力、習練等により、優れた体力、気力等を維持し、活躍している者
- ウ その他市長が特に認める者

3 社会に寄与し、市民の模範と認められる行為があった高齢者とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 幸齢者表彰を行う年度の4月1日現在において、80歳以上の者
- 次のいずれかに該当する者

- ア 過去に培った知識又は経験を活かし、当該知識又は経験を高齢期の生活において社会に還元し、活躍している者
- イ 自らの時間を活用し、近所づきあい、仲間うち等での支え合い活動に積極的に貢献している者
- ウ 中高年から一念発起し、物事を成し遂げた者
- エ 地域社会の中で、地域住民のリーダー、コーディネーター等の役割を發揮し、いきいきと生活している者
- オ その他市長が特に認める者

(推薦書類)

第4条 幸齢者表彰の候補者を推薦しようとする者は、次の書類を市長に提出しなければならない。

いきいき幸齢者表彰推薦書（第1号様式）

いきいき幸齢者表彰功績調書（第2号様式）

その他参考となる書類

（表彰の審査等）

第5条 前条の規定により書類の提出があったときは、大府市地域福祉推進会議において、幸齢者表彰を行うことの適否を審査する。

2 幸齢者表彰を受ける者は、一年度につき20人以内とする。

（表彰の方法）

第6条 市長は、前条の審査の結果、幸齢者表彰を行うことが適当と認めた者に表彰状及び記念品を贈呈する。

（追彰）

第7条 幸齢者表彰を受けるべき者が、幸齢者表彰を受ける前に死亡したときは、表彰状及び記念品は、その遺族に贈呈し、これを追彰するものとする。

（表彰の時期）

第8条 幸齢者表彰は、毎年9月に行う。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、随時に行うことができる。

（表彰の停止又は取消し）

第9条 幸齢者表彰を受けるべき者が、本人の責めに帰すべき理由により著しく名誉を失墜し、市民の信用を失ったと認められるときは、幸齢者表彰を停止し、又は取り消すことができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に幸齢者表彰を受けることが決定した者に係る第7条から第9条までの規定については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。